

## 後期高齢者医療高額療養費の支払いの遅延等について

### 1 概要

高額療養費は、同じ月内に高額な一部負担金を支払ったとき、限度額を超えた分が払い戻されるもので、所得区分ごとに自己負担限度額が定められています。

東京都後期高齢者医療広域連合では、高額療養費について、診療月の4ヶ月後のお支払いを予定していましたが、国から提供されている広域連合電算処理システムの不具合やその他作業の遅れ等により、一部の方について、当初予定どおりの支払いが出来ていない、または、支払金額に誤りが生じている状況があります。

### 2 今後の対応

(1) 高額療養費の支払対象となる方のうち支払いが保留されていた約1万9,000人の方々については、本日、お詫び文書を送付し、12月初旬までにお支払いします。

なお、支給決定通知書は11月25日を目途に発送しますが、診療月ごとに作成するため、複数枚届く場合があります。

(2) 支払金額に誤りがあった約9,600人の方々については、次の対応を行います。

① 支払不足が生じていた方々については、差額分を年内にお支払いする予定で準備を進めています。これらの方々については、お詫びの文言を含めた支給決定通知書をお送りいたします。

② 過払いが生じていた方々については、今後、翌月以降に発生する高額療養費で調整を行わせていただく予定です。

### 3 その他

被保険者並びに関係者の皆様へご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。今後は、広域連合において迅速な確認作業を行うとともに、国に対してシステム検証の徹底を要望し、適正な事務執行を心がけてまいります。

### 4 問い合わせ先

東京都後期高齢者医療広域連合 保険課長 赤松

03(3222)4503

ホームページ「東京いきいきネット」 URL <http://www.tokyo-ikiiki.net>